

4 貯蔵施設、特定供給設備及び充てん設備関係

(1) 貯蔵施設等設置許可申請

液化石油ガス販売事業者は、次の施設又は設備を設置しようとするときは、施設又は設備ごとに、その所在地を管轄する知事の許可を受けなければなりません。(法第36条)

- ① 3000 kg以上の液化石油ガスを貯蔵するための貯蔵施設

- ② 特定供給設備(次により構成されるもの)

- ・貯蔵設備 容器である場合 貯蔵能力 3000 kg以上
- 貯槽又はバルク貯槽である場合 貯蔵能力 1000 kg以上
- ・気化装置、調整器、これらに準ずる設備(貯蔵設備と調整器の間に設けられるものに限る。)
- ・貯蔵設備と調整器の間の供給管
- ・これらの設備に係る屋根、遮へい板及び障壁

<許可の基準>

申請に係る貯蔵施設又は特定供給設備の技術上の基準に適合していること。

- ①貯蔵施設の技術上の基準(規則第14条)

- ②特定供給設備(バルク供給に係るもの除く。)の技術上の基準(規則第53条)

- ③特定供給設備(バルク供給に係るものに限る。)の技術上の基準(規則第54条)

<申請書及び添付書類>

- ①貯蔵施設等設置許可申請書(様式第28)

- ②貯蔵施設又は特定供給設備の位置(他の施設との関係位置を含む。)及び構造並びに付近の状況を示す図面

- ③貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見書

<注意事項>

- ① 3000 kg以上を貯蔵する貯蔵施設か否かは、あくまで液化石油ガス販売事業者が 3000 kg以上の液化石油ガスを貯蔵するか否かによるもので、貯蔵施設の面積によって決定されるものではありません。

- ②設置許可申請は、現実に工事を行って新設する場合のみならず、第三者が所有している施設又は設備を譲り受けた場合、また、自分が所有する施設又は設備を他の用途から転用する場合も含まれます。

- ③申請書に添付する図面については、次のような内容が必要です。

- ・位置(他の施設との関係位置を含む。)を示す図面

- ・貯蔵施設の場合；通常販売所全体の平面図を用い、火気又は火気を取り扱う施設との距離関係及び店舗との位置関係等を明記したもの

- ・特定供給設備の場合；火気を取り扱う施設との距離及び当該特定供給設備から液化石油ガスの供給を受ける施設との位置関係等を明記したもの

- ・構造を示す図面
貯蔵施設の場合；平面図及び立面図
- 特定供給設備の場合；平面図及び立面図並びに特定供給設備の仕様
- ・付近の状況を示す図面
最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるもの
- 第1種保安物件及び第2種保安物件からの距離関係を明記したもの

(2) 貯蔵施設等変更許可申請

許可を受けた貯蔵施設等について、次のような変更をしようとするときは、許可を受けなければなりません。（法第37条の2）ただし、軽微な変更は除かれます。

施設等	変更しようとする事項
貯蔵施設	位置、構造又は設備
特定供給設備	位置、構造、設備又は装置

<申請書及び添付書類>

- ①貯蔵施設等変更許可申請書（様式第29）
- ②貯蔵施設又は特定供給設備の位置（他の施設との関係位置を含む。）及び構造並びに付近の状況を示す図面
- ③貯蔵施設又は特定供給設備の所在地を管轄する消防長又は消防署長の意見書

<注意事項>

- ①貯蔵施設の変更とは、貯蔵施設の技術上の基準に不適合となる可能性のある場合のものをいい、警戒標の付けかえや同一材料での屋根のふきかえは含まれません。
- ②特定供給設備の変更とは特定供給設備の技術上の基準に不適合となる可能性のある場合のものをいい、同一材料での屋根のふきかえや同一製造事業者による同一形式の調整器、気化装置等の交換は含まれません。
- ③添付する図面については、設置許可申請の場合と同様です。

(3) 貯蔵施設等変更届

貯蔵施設等の変更で、許可を必要としない軽微な変更については、変更後遅滞なく、届け出なければなりません。（法第37条の2第2項）

軽微な変更とは、次のものです。

- ①貯蔵施設の撤去
- ②貯蔵施設又は特定供給設備の消火設備の変更
- ③貯蔵設備又は特定供給設備に係る換気孔の増設
- ④特定供給設備の廃止

<届出書>

貯蔵施設等変更届書（様式第30）

(4) 貯蔵施設等完成検査申請

貯蔵施設又は特定供給設備の設置若しくは変更の許可を受けたときは、その施設又は設備を使用するときは、完成検査を受けなければなりません。ただし、第三者が所有している貯蔵施設又は特定供給設備を譲り受けた場合であって、当該貯蔵施設又は特定供給設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はありません。

完成検査を受けようとするときは、その施設又は設備の所在地を管轄する知事に申請しなければなりません。

<申請書>

貯蔵施設等完成検査申請書（様式第31）

<注意事項>

完成検査の方法は、規則第6.2条で定められています。

(5) 貯蔵施設等完成検査受検届

貯蔵施設等の完成検査については、高圧ガス保安協会又は指 定完成検査機関が行う完成検査を受けることもできます。この場合は、高圧ガス保安協会又は 指定完成検査機関の完成検査を受けた旨を、知事に届け出る必要があります。（法第37条の3）

<届出書>

貯蔵施設等完成検査受検届書（様式第33）

<注意事項>

検査実施機関は、貯蔵施設等の完成検査を実施したときは、貯蔵施設等完成検査結果報告書（様式第34）に完成検査の記録を添付して知事に届け出なければなりません。（法第37条の3 第2項）

(6) 充てん設備許可申請

バルクローリによりバルク貯槽等の供給設備に液化石油ガスを充てんしようとするときは、充てん設備（バルクローリ）ごとに、充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する知事の許可を受けなければなりません。（法第37条の4）

<許可の基準>

次のいずれかに適合する必要があります。

- ①充てん設備の技術上の基準（規則第6.4条；新型バルクローリの場合）
- ②移動式製造設備に係る技術上の基準（高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則第9条；従来型バルクローリの場合）

<申請書及び添付書類>

- ①充てん設備許可申請書（様式第35）
- ②充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類
- ③充てん設備の使用の本拠の所在地の付近の状況を示す図面

＜注意事項＞

- ①充てん設備の許可は、充てん設備1台ごとに受ける必要があります。
- ②新規に充てん設備を製作する場合のみならず、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合も許可を受ける必要があります。
- ③充てん設備の使用の本拠とは、車庫をいいます。車庫がない場合は、その充てん設備を使用していないときに通常置く場所をいいます。
- ④充てん設備の構造並びに設備及び装置に関する事項を記載した書類とは、充てん設備の図面及び充てん設備の技術上の基準についての適合状況を記した書類（仕様書、図面等を含む。）です。
- ⑤付近の状況を示す図面は、次のものです。
 - ア 車庫の構造、事業所内の他の施設との位置関係がわかるもの
 - イ 最寄りの鉄道の駅等からの道順がわかるものに第1種保安物件及び第2種保安物件からの距離関係を明記したもの

(7) 充てん設備変更許可申請

許可を受けて充てん設備について、使用の本拠の所在地、構造、設備又は装置を変更しようとするときは、許可を受けなければなりません。（法第37条の4第3項）ただし、軽微な変更は除かれます。

＜申請書及び添付書類＞

- ①充てん設備変更許可申請書（様式第36）
- ②変更事項について充てん設備の技術上の基準の適合状況を示す書類（仕様書、図面等）、付近の状況を示す図面等（変更事項に係るもの）

＜注意事項＞

- ①充てん設備の仕様又は性能が変更されるものは、変更許可申請の対象となります。

(8) 充てん設備変更届

変更許可の対象とならない軽微な変更については、届け出が必要です。（法第37条の4第3項）軽微な変更とは、次のような場合です。

- ①充てん設備の撤去
- ②液化石油ガスの通る部分の取替え（同型式のものに限る。）
- ③液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備の取替え
- ④充てん設備の廃止

＜届出書及び添付書類＞

①充てん設備変更届書（様式第37）

＜注意事項＞

①液化石油ガスの通る部分の同型式のものとの取り替えは、同一製造事業者による同一型式との意味であり、仕様又は性能が変更されるものは、変更許可の対象となります。

②液化石油ガスの通る部分以外の充てん設備に係る設備とは、充てん設備の技術上の基準に係るもの以外であり、例えばシャーシー部分の取り替え等がこれに当たります。

(9) 充てん設備完成検査申請

充てん設備の許可又は変更の許可を受けたときは、その使用する前に完成検査を受けなければなりません。ただし、第三者が所有している充てん設備を譲り受けた場合であって、当該充てん設備に何の変更も加えないときは、新たに完成検査を受ける必要はありません。

完成検査を受けようとするときは、その充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する知事に申請しなければなりません。（法第37条の4項）

＜申請書＞

充てん設備完成検査申請書（様式第38）

＜注意事項＞

完成検査の方法は、規則第71条で定められています。

(10) 充てん設備完成検査受検届

充てん設備の完成検査については、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関が行う完成検査を受けることもできます。この場合は、高圧ガス保安協会又は指定完成検査機関の完成検査を受けた旨を、知事に届け出る必要があります。

＜届出書＞

充てん設備完成検査受検届書（様式第40）

＜注意事項＞

検査実施機関は完成検査を実施したときは、充てん設備完成検査結果報告書（様式第41）に完成検査の記録を添付して知事に届け出なければなりません。（法第37条の3第2項）

(11) 充てん設備保安検査申請

充てん設備については、1年に1回、知事が行う保安検査を受けなければなりません。保安検査を受けようとするときは、次により申請する必要があります。（法第37条の6）

①充てん設備完成検査証の交付を受けた日又は前回の保安検査について保安検査証の交付を受けた日から11月を超えない日までに申請する。

②申請書は、充てん設備の使用の本拠の所在地を管轄する知事に提出する。

＜申請書＞

充てん設備保安検査申請書（様式第44）

＜注意事項＞

- ① 使用を休止した充てん設備であって、許可をした都道府県知事に届け出たものであり、かつ、前回の保安検査から当該充てん設備を再び使用するまでの期間が1年以上のものについては、次のように取り扱います。
- ア 保安検査は、休止充てん設備を再び使用しようとするときに行います。
- イ 保安検査申請は、休止充てん設備を再び使用しようとする日の30日前までに行わなければなりません。
- ② 保安検査の方法は、規則第84条で定められています。

（12）充てん設備保安検査受検届

充てん設備の保安検査については、高压ガス保安協会又は指定保安検査機関が行う保安検査を受けることもできます。この場合は、高压ガス保安協会又は指定保安検査機関の保安検査を受けた旨を、知事に届け出る必要があります。

＜届出書＞

充てん設備保安検査受検届書（様式第46）

＜注意事項＞

検査実施機関は、保安検査を実施したときは、充てん設備保安検査結果報告書（様式第47）に保安検査の記録を添付して知事に届け出なければなりません。